

## 小規模保育事業及び事業所内保育事業の認可等について

小規模保育事業、事業所内保育事業の認可及び利用定員の設定にあたっては、児童福祉法及び子ども・子育て支援法において、児童福祉審議会等の意見聴取をあらかじめ行うことと規定されており、この審議会等は長野市において本分科会に相当するため、ご意見をお聴きするもの。

※児童福祉法第34条の15第4項、子ども・子育て支援法第43条第3項

### 1 平成28年度の保育需要と利用定員確保の状況等

#### (1) 利用定員確保の状況

長野市子ども・子育て支援事業計画で、市内12の提供区域ごとに保育需要と利用定員の需給バランスを設定している。保育需要に対する利用定員数が不足する3提供区域（中山間地域等を除く）の中で、②提供区域（第三、古牧、三輪、吉田、柳原、大豆島、朝陽）及び⑤提供区域（篠ノ井、川中島、更北、信更、大岡）については、平成28年4月1日現在で既存保育園の利用定員拡大により利用定員数が充足した。利用定員拡大の目標に達していない④提供区域（古里、浅川、若槻、長沼）については、小規模保育事業等の新規認可、既存保育園の利用定員拡大等による利用定員の確保を図っていく。

#### (2) 今回の認可申請における利用定員数（いずれも④提供区域内）

##### ア 小規模保育事業（1件）

利用定員 12人（0歳児4人 1歳児4人 2歳児4人）

##### イ 事業所内保育事業（1件）

利用定員 15人（0歳児3人 1歳児6人 2歳児6人）

#### (3) ④提供区域の利用定員確保の状況（古里、浅川、若槻、長沼）

○H28年4月1日現在：3号認定（0歳）

年度	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み(a)	79	76	74	72	70
確保の内容(b)	53	59	74	74	74
過不足(b-a)	△26	△17	0	2	4

○今回の認可申請反映後：3号認定（0歳）

年度	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み(a)	79	76	74	72	70
確保の内容(b)	53	66	74	74	74
過不足(b-a)	△26	△10	0	2	4

○H28年4月1日現在：3号認定（1,2歳）

年度	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み(a)	272	262	253	245	237
確保の内容(b)	213	227	253	253	253
過不足(b-a)	△59	△35	0	8	16

○今回の認可申請反映後：3号認定（1,2歳）

年度	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み(a)	272	262	253	245	237
確保の内容(b)	213	247	253	253	253
過不足(b-a)	△59	△15	0	8	16

## 2 小規模保育事業の認可申請について

### (1) 小規模保育事業の概要

小規模保育事業は、保育を必要とする原則満3歳未満の乳幼児に対し、利用定員6人以上19人以下の範囲で保育を行う事業。

入所対象年齢が原則3歳未満児となるため、小規模保育事業所を卒園後に入所できる他の保育所等（連携施設）を設定することが求められる。

また、保育従事者の資格要件等により、A型、B型及びC型の3区分に分けられる。

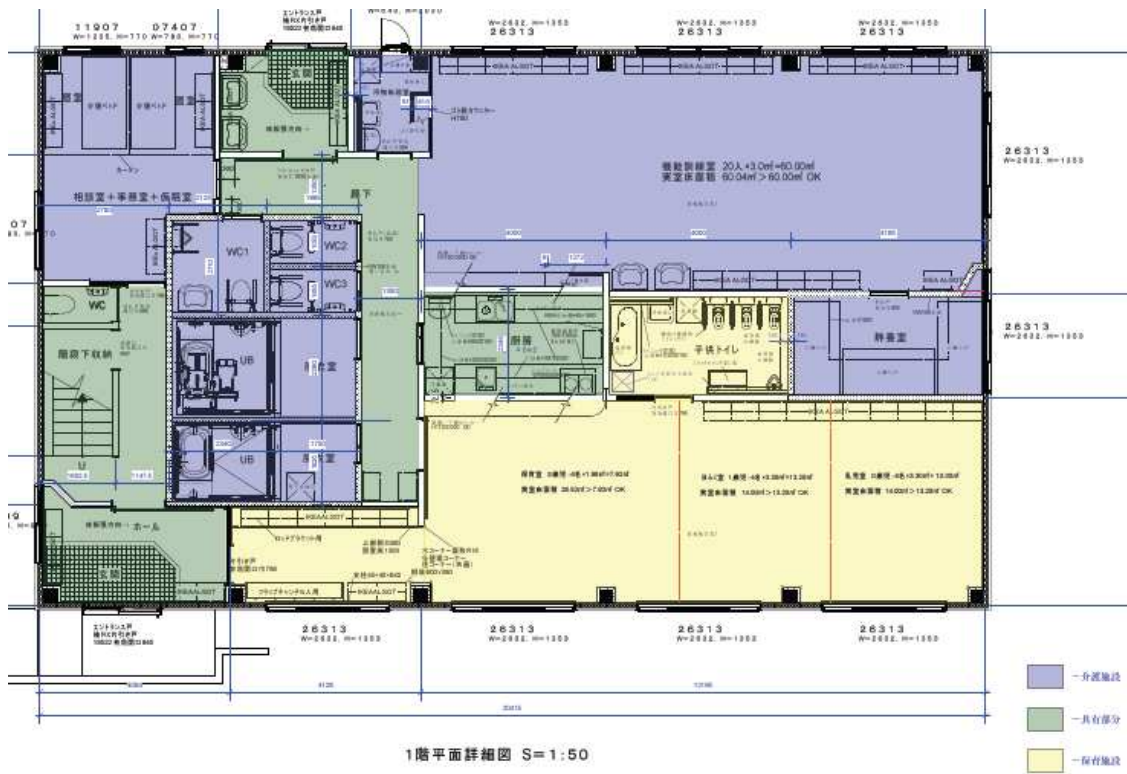
### (2) 認可申請事業所の概要

	申請事業所	適合	認可基準等
事業所名	おはなし屋保育園	—	—
設置者	(株)ファミリーイズ	—	—
所在地	長野市徳間1-14-2	—	—
施設運営・認可状況	既存認可外保育施設からの移行	—	—
事業開始予定年月日	平成28年10月1日	—	—
類型	A型	—	—
利用定員	12人 (0歳:4人、1歳:4人、2歳:4人)	○	0歳児～2歳児 6人以上19人以下
保育従事者	常勤換算後人数6.5人 (常勤4人、非常勤4人) ※うち常勤2人、非常勤3人は事業開始までに採用予定	△	【配置基準】 0歳児3人につき1人 1,2歳児6人につき1人 上記+1人追加配置 【必要人数】 0歳担当2人+1歳担当1人+2歳担当1人+1人追加配置=5人
資格要件	常勤4人、非常勤4人 ※うち常勤2人、非常勤3人は事業開始までに採用予定	△	【資格要件】 すべて保育士
乳児室面積	13.2㎡	○	【面積基準】 0,1歳児1人につき3.3㎡ 【必要面積】 0歳4人×3.3㎡=13.2㎡
ほふく室面積	13.2㎡	○	【面積基準】 0,1歳児1人につき3.3㎡ 【必要面積】 1歳4人×3.3㎡=13.2㎡
保育室面積	26.52㎡	○	【面積基準】 2歳児1人につき1.98㎡ 【必要面積】 2歳4人×1.98㎡=7.92㎡
屋外遊戯場	4,600㎡ ※事業所近くの扇田公園を使用。	○	【面積基準】 2歳児1人につき3.3㎡ 【必要面積】 2歳4人×3.3㎡=13.2㎡
給食提供	自園調理	○	自園調理又は外部搬入（連携施設、同一法人運営の社会福祉施設等）
連携施設	すずらん保育園 (長野市浅川西条871)	○	卒園後の入所等、連携協力を行う保育所等を確保すること。

■おはなし屋保育園位置図



■おはなし屋保育園平面図



### 3 事業所内保育事業の認可申請について

#### (1) 事業所内保育事業の概要

事業所内保育事業とは、保育を必要とする原則満3歳未満の乳幼児で、事業所の従業員の子及び地域において保育を必要とする子どもの保育を行う事業。

利用定員が20人以上の保育所型と19人以下の小規模型の2区分がある。設定する利用定員に応じて、地域において保育を必要とする子どもの利用定員枠を一定人数設定する必要がある。また、入所対象年齢が原則3歳未満児となるため連携施設を設定することが求められる。

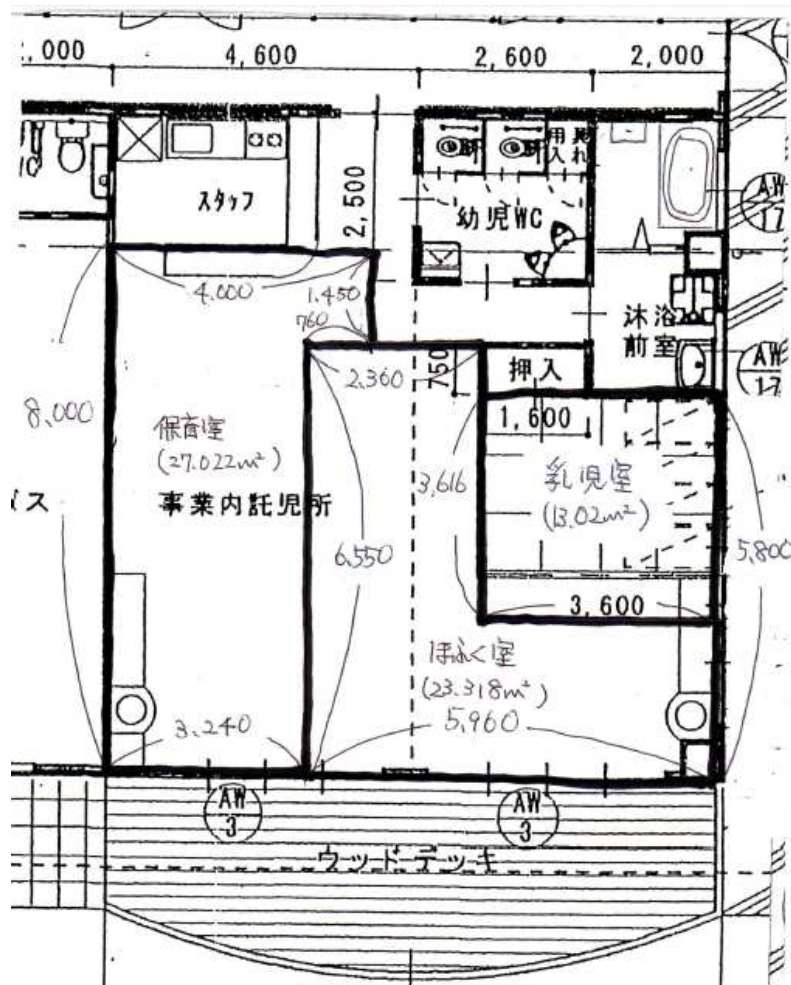
#### (2) 認可申請事業所の概要

	申請事業所	適合	認可基準等
事業所名	チャイルドセンター レインボ-保育園	—	—
設置者	(福) ハーモニー福祉会	—	—
所在地	長野市大字吉 1827-1	—	—
施設運営・認可状況	既存認可外保育施設(ハーモニー福祉会が運営する福祉施設内にあり主に従業員の子どもを受け入れる施設)からの移行	—	—
事業開始予定年月日	平成28年10月1日	—	—
類型	小規模型	—	—
利用定員	【利用定員】15人 (0歳:3人、1歳:6人、2歳:6人) 【うち地域枠人数】5人 (0歳:1人、1歳:2人、2歳:2人)	○	0歳児～2歳児 【基準】 利用定員 11人以上15人以下 地域枠 上記のうち4人以上
保育従事者	常勤換算後人数5人 (常勤4人、非常勤4人)	○	【配置基準】 0歳児3人につき1人 1,2歳児6人につき1人 上記+1人追加配置 【必要人数】 0歳担当1人+1歳担当1人+2歳担当1人+1人追加配置=4人
資格要件	常勤4人、非常勤4人 全員保育士資格有り	○	【資格要件】すべての保育従事者の半数以上が保育士
乳児室面積	13.02㎡	○	【面積基準】 0,1歳児1人につき3.3㎡ 【必要面積】0歳3人×3.3㎡=9.9㎡
ほふく室面積	23.318㎡	○	【面積基準】 0,1歳児1人につき3.3㎡ 【必要面積】1歳6人×3.3㎡=19.8㎡
保育室面積	27.022㎡	○	【面積基準】 2歳児1人につき1.98㎡ 【必要面積】2歳6人×1.98㎡=11.88㎡
屋外遊戯場	200㎡	○	【面積基準】 2歳児1人につき3.3㎡ 【必要面積】2歳6人×3.3㎡=19.8㎡
給食提供	自園調理	○	自園調理又は外部搬入(連携施設、同一法人運営の社会福祉施設等)
連携施設	雷鳥保育園 (長野市田子 230-1)	○	卒園後の入所等、連携協力を行う保育所等を確保すること。

■チャイルドセンター レインボー保育園位置図



■チャイルドセンター レインボー保育園平面図



※本図面は保育室部分のみ。調理室はハーモニー福祉会運営の福祉施設と共用



## 地域型保育事業の概要

新制度では、教育・保育施設を対象とする施設型給付・委託費に加え、以下の保育を市町村による認可事業(地域型保育事業)として、児童福祉法に位置付けた上で、地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとしています。

### ■4つの事業類型

- 利用者は、次の4つの類型の中から事業を選択することができます。
- 都市部では、認定こども園等を連携施設として、小規模保育等を増やすことによって待機児童の解消を図り、人口減少地域では、隣接自治体の認定こども園等と連携しながら、小規模保育等の拠点によって地域の子育て支援機能を維持・確保することを目指します。

#### 小規模 保育事業



- 事業主体 市町村、民間事業者等
- 保育実施場所等 保育者の居宅、その他の場所、施設
- 認可定員 6~19人

#### 家庭的 保育事業



- 事業主体 市町村、民間事業者等
- 保育実施場所等 保育者の居宅、その他の場所、施設
- 認可定員 1~5人

#### 事業所内 保育事業



- 事業主体 事業主等
- 保育実施場所等 事業所の従業員の子ども＋地域の保育を必要とする子ども(地域枠)

#### 居宅訪問型 保育事業



- 事業主体 市町村、民間事業者等
- 保育実施場所等 保育を必要とする子どもの居宅

## 地域型保育事業の認可基準



地域型保育給付を受けるための認可基準を紹介します。

なお、「小規模保育事業」については、多様な事業からの移行を想定し、3種類の認可基準を設定しています。

**A型**:保育所分園、ミニ保育所に近い類型 **B型**:中間型 **C型**:家庭的保育(グループ型小規模保育)に近い類型

※特にB型については、様々な事業形態からの移行が円滑に行われるよう、保育士の割合を1/2以上としています。同時に小規模な事業であることに鑑み、保育所と同数の職員配置とせず、1名の追加配置を求めて質の確保を図ります。

※また、保育士の配置比率の向上に伴い、きめ細かな公定価格の設定を検討することで、B型で開始した事業所が段階的にA型に移行するよう促し、更に質を高めていくこととしています。

事業類型	職員数	職員資格	保育室等	給食	
 小規模保育事業	A型	保育所の配置基準+1名	保育士*1	0・1歳児: 1人当たり3.3㎡ 2歳児: 1人当たり1.98㎡	●自園調理 (連携施設等からの搬入可) ●調理設備 ●調理員*3
	B型	保育所の配置基準+1名	1/2以上が保育士*1 ※保育士以外には研修を実施します。	0～2歳児 3:1 (補助者を置く場合、5:2)	
	C型	家庭的保育者*2	0～2歳児: 1人当たり3.3㎡		
家庭的保育事業	家庭的保育者*2 (+家庭的保育補助者)	0～2歳児: 1人当たり3.3㎡			
事業所内保育事業	定員20名以上…保育所の基準と同様 定員19名以下…小規模保育事業A型、B型の基準と同様				
 居宅訪問型保育事業	0～2歳児 1:1	必要な研修を修了し、保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者	—	—	

・小規模保育事業については、小規模かつ0～2歳児までの事業であることから、保育内容の支援及び卒園後の受け皿の役割を担う連携施設の設定を求めています。

・連携施設や保育従事者の確保等が困難な離島・へき地に関しては、連携施設等について、特例措置を設けています。

・給食、連携施設の確保に関しては、移行に当たっての経過措置を設けています。

### 〈参考〉

保育所	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1	保育士*1	0・1歳児 乳児室:1人当たり1.65㎡ ほふく室:1人当たり3.3㎡ 2歳児以上 保育室等:1人当たり1.98㎡	●自園調理 ※公立は外部搬入可(特区) ●調理室 ●調理員
-----	----------------------	-------	---	--

\*1 保健師、看護師又は准看護師の特例を設けています(平成27年4月1日からは准看護師も対象)。

\*2 市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者となります。

\*3 家庭的保育事業の調理員については、3名以下の場合、家庭的保育補助者を置き、調理を担当することも認めます。